

令和 6 年度宇部市人権施策推進審議会（第 2 回）				
開会年月日時		令和 6 年 7 月 1 0 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分		
閉会年月日時		令和 6 年 7 月 1 0 日（水） 午前 1 1 時 2 0 分		
開会の場所		宇部市役所 3 階 会議室 3－4		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】 新開奏恵 山根 寛 井上毅雄 加藤節子 亀井敏則 川口泰司 竹元 愛 林 治美 原田雅博 原谷和子 廣田洋子		【事務局】 黒瀬部長 床本部長 床本次長 中村次長 半田課長 山本課長 山口副課長 酒井副課長 田中係長 三宅副主幹	
			欠席委員氏名	【委員】 谷村美知子 毛利哲也
議案事項及び決議要項	その他会議の概要 議題 （１）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について （２）その他			

令和6年度宇部市人権施策推進審議会（第2回）

議 事 録（要約）

1 議 題

（1）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

事 務 局

－ 資料説明 －

会 長

ただ今事務局からあった説明について、何か質問はあるだろうか。

＜質疑応答＞

委 員

資料2の調査結果についてだが、科学的な統計の方法に基づいて実施していると思うが、対象者はどのように抽出したのか。

また、どのような方法で意見聴取をしたのか。

事 務 局

対象者は無作為抽出し、意見は郵送で徴取している。

委 員

人権侵害はマイノリティに集中的に表れやすい。

宇部市には、女性、障害、同和問題といった個別の内容について令和2年度に聞き取りを実施した人権に関する市民意識調査の調査結果がある。

これらの個別の調査結果が示されれば、今後審議する中で資料となると思う。

事 務 局

資料2には、「人権侵害をされたと思った内容」についての資料を添付している。

委 員

資料2で「人権尊重意識の定着状況」について示されているが、今回、条例を策定する必要性について、改めて意識調査を実施する予定はないのか。

資料2で示されている令和2年度に実施した人権に関する市民意識調査の調査結果は条例を策定する根拠にならないのではないか。

条例策定について審議している現時点での意識調査が必要なのではないか。

委員 無作為で選出された中に、障害のある方がどのぐらい含まれていたのか？

どのような条例にしていくのか考える際にも参考となるはず。

皆にとってどのような条例であれば意義があるのかを議論したい。

事 務 局 — 資料説明 —

〈質疑応答〉

条例には、元々は同和問題が人権問題の起因となっているので、そのような内容を記載して欲しい。

2

指針に記載しているので、条例には指針に関する事項を記載したい。

委 員

同和問題というのは国が作ったもの。

現在でも、部落差別は面と向かって言われることは無いが陰では言われる。

今の若い人達が、同和問題を学校でどのように教えられているのかわからない。

事 務 局

条例の記載内容に関する委員の意見については、資料4の表1に列記している。

他市の条例や宇部市人権教育・啓発推進の指針を照らし合わせた時に、すべての内容を条例に記載することは膨大な内容となることから、市としては理念条例的なものを考えている。

人権課題でも今ある課題や今後出てくる問題等もあるが、必要な事項については宇部市人権教育・啓発推進指針を改定しながら施策を進めていきたい。

個別の人権課題について、条例の1つに入れるかどうか前文に入れるかどうかについては審議会で審議していただきたい。

委 員

宇部市人権教育・啓発推進指針では賄いきれないので条例を作るのであれば、個別の問題を条例に入れないというのは矛盾しているのではないか。

条例（素案）を示すのであれば宇部市人権教育・啓発推進（改定案）も併せて示してもらわなければならない。

事 務 局

本市の人権行政は、宇部市人権教育・啓発推進指針に基づき施策を進めている。宇部市人権教育・啓発推進指針は市の内部で作成しているものにとどまっているのが現状であり、宇部市民の中でより広く一丸となって取り組んでいくには礎となる条例が必要と思っている。

委 員

同和問題の扱い方だが、資料5の丸亀市の条例第3条のような書きぶりになるのか。

「門地」や「出身」と記載すると同和問題のことと繋がりにくいので、同和問題と繋がる「被差別部落」や「同和地区」と書いて欲しい。

また、宇部市人権教育・啓発推進指針に記載のあるハンセン病やアイヌの問題、H I Vの問題等を網羅した内容を入れて欲しい。

事務局 条例制定に向けた市の考えについても意見があれば率直な意見をお聞かせいただきたい。

委員 諮問を受けた我々が条例（素案）を作るのか。
「なぜ条例が必要なのか」という議論を進めていかないと答申ができない。
同和問題に特化して議論することが必要なのか。
同和問題は同和対策事業特別措置法が終わり、新たな段階にきている。
差別の問題については、考え方の違いが出るところ。
皆で取り組んでいくための条例にするためには、慎重に考えていく分野だと思う。
個人的には、同和問題に特化した条例を作ることは反対。
審議会の見通しについてだが、我々は条例（素案）を作るところまでが役割なのか。そうであるならば、今後の日程等について知りたい。
今後、どうしても意見の折り合いがつかない場合は、どのように決定していくのか。

事務局 審議会については、市長の諮問を受けて開催するもの。
最終的には、条例（案）をパブリックコメント等実施したうえで、令和7年度の議会に提出したいと考えているが、審議会です十分に審議していただきたいと考えている。
宇部市人権施策推進審議会条例では、意見が割れた時は過半数で採決することとなっているが、可能な限り総意でお願いしたい。

委員 審議会です十分に審議して欲しい。最終的には審議会の総意で出してもらいたいというのはとても大事なこと。
我々自身も意識しながら素直な意見交換を実施していきたい。

委員 他市町の条例について資料提供されているが、どのように受け止めたらいいか。

事務局 資料４の表３に基づいて選定した条例をお渡ししている。
今後の議論の中で参考にさせていただきたい。

委員 インターネット上における誹謗中傷等が問題であり、国会では「プロバイダ責任制限法」が改正され、「情報流通プラットフォーム対処法」ができた。違法通報があればガイドラインに基づいて削除するかどうかを申出者に回答することとなった。

宇部市人権教育・啓発推進指針にも少し記載してあるが、削除要請や相談体制について今後審議していきたい。

「差別の禁止」についてだが、市として差別行為者への調査や指導ができる権限を記載したほうがよいのではないか。実効性のある内容が含まれた記載があるのではないか。

相談体制については、被害者の多くが泣き寝入りであり、行政機関へ相談に行っていないのが現状であるため、条例で整備する必要がある。

事務局 本日いただいた意見を基に、次回の審議会までには条例（素案）を示したいと考えている。

委員 今日出てきた意見からするとすごく難しい議論をしていると思う。

令和７年度中に議会に提出したいというゴールを外すことはできないものなのか。

事務局 令和７年度中を目標としたい。

委員 他市町の条例に関する資料を見ると、条文の数に違いがあるが宇部市としてはどのぐらいの条文の条例を考えているのか。

事務局 理念条例のレベルと考えている。

委員 資料５の条例を見ると、条例によって入っている内容もあれば入っていない内容のものもあるが、市としては入っていない内容については盛り込まないという趣旨なのか。

事務局 どのような内容を盛り込むのかについては、いろいろな

考え方があると思うので、あえて市が決めることはせずに、まずは審議会で議論してもらいたい。

委 員 条例には地域によって問題が異なるので、宇部市の課題をキーワードとして前文に盛り込むことを考えて欲しい。

委 員 次回は、事務局から条例（素案）を示して欲しい。
条例（素案）を持ち帰り、それぞれの団体の中で話をして欲しいと思うので、その時間も考慮しておいて欲しい。

委 員 こどもたちでも、わかりやすい・見やすい表現を使用して欲しい。
若者や高齢者が条例を知るための方法も踏まえたうえ、周知方法を検討しておいて欲しい。

（２）その他

事 務 局 本日の審議を受けて、次回開催については、日程等について事務局で会長と調整することとしたい。

２ 閉会